

1. Press Releases/Topics

無担保・無保証融資商品「じゅうろく地方創生ローン」 取扱開始について

当行は、地域経済の発展に貢献し、地方創生に向けた取組みを加速するため、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」といいます。)との提携により、CLO(ローン担保証券)スキームを活用した無担保・無保証融資商品「じゅうろく地方創生ローン」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

○「じゅうろく地方創生ローン」商品概要

ご資金の使い道	運転資金または設備資金
ご利用頂ける方	以下をいずれも充足する法人のお客さま ・法人税・社会保険料に未納がない青色申告の方 ・業歴3年以上で当行との融資取引が1年以上ある方 ・償却前経常利益または経常収支が黒字の方
ご融資金額	1,000万円～3,000万円
ご融資期間	5年2ヶ月～5年8ヶ月
ご融資利率	当行所定の利率
担保・保証人	無担保かつ保証人不要
募集期間	2021年8月3日(火)～2021年12月30日(木)
お取扱い手数料	当行所定の融資取扱手数料

当行は、地域の事業者さまに無担保・無保証となるご融資を提供する一方、日本公庫との間で、ご融資(債権)そのものでなく、信用部分のみ移転する一種の損失補償(クレジット・デフォルト・スワップ=CDS)契約を締結します。
なお、日本公庫では、地域の産業振興・企業育成による経済活性化を促進するため、当行をはじめとする地域金融機関と締結したCDS契約を束ね、特別目的会社を通じて証券化(シンセティック型CLO)し、広く全国の投資家向けに販売します。

【本件ご照会先】

経営企画部広報・IR室 TEL:058-266-2511

法人向けコンサルティングサービス

「カーボンニュートラルナビゲーター Supported by WasteBox」取扱い開始について

2015年のパリ協定の採択を契機として、脱炭素社会実現への取組みが世界規模で活性化しています。

日本においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指しています。

当行営業エリアの主要産業である輸送用機器業界においても、脱炭素化達成に向けた計画策定は進んでおり、特に自動車関連企業への重要度は高まっています。

今後、お客さまにとって脱炭素経営が求められるものの、脱炭素に向けた具体的な対応策が見通せない状況であることを踏まえ、当行はお客さまの温室効果ガス排出量の可視化・削減目標等について当行がコンサルティングを行うことにより、企業のカーボンマネジメントを支援するため、「カーボンニュートラルナビゲーター Supported by WasteBox」の取り扱いを開始いたします。



脱炭素に向けて、①自社の温室効果ガス排出量を把握し、②削減目標を設定し、③自社の取組みを開示しながら削減策を実行、というカーボンマネジメントを実践する支援を当行がお客さまへ行います。

【本件ご紹介先】

経営企画部広報・IR室 TEL:058-266-2511

「じゅうろくSDGs・ESGファイナンス」の取扱開始について

当行は、地球環境や社会問題の解決に向けたお客さまのSDGs(持続可能性)・ESG(環境・社会・企業統治)行動を金融面から支援するため、「じゅうろくSDGs・ESGファイナンス」全7商品の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

1. 新設する商品

- (1) じゅうろくサステナビリティ・リンク・ローン
- (2) じゅうろくグリーンローン
- (3) じゅうろくソーシャルローン
- (4) じゅうろくサステナビリティローン
- (5) じゅうろくグリーン私募債
- (6) じゅうろくソーシャル私募債
- (7) じゅうろくサステナビリティ私募債

2. 商品概要

(1) 7商品の共通事項

ご利用いただける方	法人のお客さま(当行所定の審査がございます。)
ご融資金額・発行金額	5,000万円以上
セカンドオピニオン	事業者さまのSDGs・ESGに関する行動をフレームワークとして開示するにあたり、商品に準拠する原則・ガイドライン(環境省等策定)への適合性を確認するとともに、当該行動の透明性・アカウンタビリティ(説明責任)を向上することを目的として、外部機関よりセカンドオピニオンを取得いただきます。 (費用は事業者さまのご負担となります。)
モニタリング	事業者さまの策定したSDGs・ESG業動に関する経営計画の進捗状況等について、年1回モニタリングを実施します。

(2) 特徴

①じゅうろくサステナビリティ・リンク・ローン

形態	証書貸付または実行可能期間付証書貸付
資金使途	運転資金・設備資金
利率	当行所定の変動金利
SPTsの設定	SDGs経営高度化のための目標(サステナビリティパフォーマンスターゲット=SPTs)を定め、達成度合いに応じて金利引下げ等のインセンティブを設定します。
その他	期間、返済方法、担保・保証人についての定めはございません

②じゅうろくグリーンローン/③じゅうろくソーシャルローン/④じゅうろくサステナビリティローン

商 品 名	じゅうろく グリーンローン	じゅうろく ソーシャルローン	じゅうろく サステナビリティローン
形 態	証書貸付または実行可能期間付証書貸付		
ご 資 金 の 使 い 道	環境問題の解決 に資する資金	社会問題の解決に資 する資金	環境問題・社会問題 双 方の解決に資する資金
利 率	当行所定の変動・固定金利		
そ の 他	期間、返済方法、担保・保証人についての定めはございません		

⑤じゅうろくグリーン私募債/⑥じゅうろくソーシャル私募債/⑦じゅうろくサステナビリティ私募債

商 品 名	じゅうろく グリーン私募債	じゅうろく ソーシャル私募債	じゅうろく サステナビリティ私募債
形 態	銀行保証付私募債		
ご 資 金 の 使 い 道	環境問題の解決 に資する資金	社会問題の解決に資 する資金	環境問題・社会問題 双 方の解決に資する資金
利 率	当行所定の固定金利		
期 間	2年以上 10 年以内		
償 還 方 式	定時償還方式		
そ の 他	担保・保証人についての定めはございません		

【本件ご照会先】

経営企画部広報・IR室 TEL:058-266-2511

【緊急】新型コロナ対応支援施策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して、各省庁・自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

前回に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者向けの支援施策情報を特集します。

【第3回公募受付中】 中小企業等事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われることが予定されているため、事前に gBizID プライムアカウントの取得（2～3週間を要します）をお勧めします。

補助金額	通常枠	従業員数 20 人以下	100 万～4,000 万円
		従業員数 21 人～50 人	100 万～6,000 万円
		従業員数 51 人以上	100 万～8,000 万円
	大規模賃金引上枠	従業員数 101 人以上	8,000 万超～1 億円
	卒業枠	中小企業者等	6,000 万超～1 億円
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	6,000 万超～1 億円
	緊急事態宣言特別枠 最低賃金枠	従業員数 5 人以下	100 万～500 万円
従業員数 6～20 人		100 万～1,000 万円	
従業員数 21 名以上		100 万～1,500 万円	
※第3回公募から新しい類型が新設されました。			
補助率	通常枠 大規模賃金引上枠	中小企業者等	2/3(6,000 万円を超える部分 は 1/2)
		中堅企業等	1/2(4,000 万円を超える部分 は 1/3)
	卒業枠	中小企業者等	2/3
	グローバル V 字回復枠	中堅企業等	1/2
	緊急事態宣言特別枠 最低賃金枠	中小企業者等	3/4
中堅企業等		2/3	
必須申請要件	①申請前直近 6 ヶ月間のうち、任意の 3 ヶ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同 3 ヶ月の売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等。 ②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。 ③補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、または従業員 1 人あたり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加達成すること。		
公募締切	令和 3 年 9 月 21 日(火) 18:00		
問い合わせ先	中小企業庁 事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088 (受付時間:平日 9:00～18:00)		

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」9月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談とZoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士（岐阜） お1人さま20分	9月 7日（火）13：45～15：05
	9月 14日（火）13：45～15：05
	9月 21日（火）13：45～15：05
	9月 28日（火）13：45～15：05
山口弁護士（名古屋） お1人さま30分	9月 7日（火）13：30～15：00
	9月 14日（火）13：30～15：00
	9月 21日（火）13：30～15：00
	9月 28日（火）13：30～15：00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
9月 1日（水）	13：00～16：00
9月 2日（木）	13：00～16：00
9月 8日（水）	13：00～15：30
9月 9日（木）	13：00～16：00
9月 15日（水）	13：00～15：30
9月 16日（木）	13：00～16：00

2. 公的機関情報

【セミナー】

受付中【オンラインセミナー】

「第3回モノづくりセミナー モノづくり現場における「保全技術」とは」

日 時	令和3年9月10日(金)13:30~14:30
開催方法	オンラインセミナー(ライブ配信) Web会議アプリケーション「Zoom」のウェビナー機能を利用
参加料	無料
申込期限	令和3年9月7日(火)
定 員	先着20名
内 容	1.保全の現状 2.故障の発生原因 3.保全技術の手法紹介(IOT、DX等の活用) ①点検(チェックリスト) ②異常検出 ③状態監視/予知・予防 4.保全技術の将来
講 師	近藤 博光(モノづくりコーディネーター 技術担当)
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

受付中【オンラインセミナー】

「今こそ知りたい! 脱炭素経営」

ー世界の潮流と日本の取り組みから考える これからの脱炭素社会とは?ー

日 時	令和3年8月26日(木) 14:00~15:30
開催方法	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「zoom」ウェビナー機能を利用して開催
参加料	無料
定 員	100名(先着順)
申込期限	令和3年8月24日(火)17:00
内 容	・脱炭素社会に向けた世界の潮流(各国の状況や国境炭素税等の最新情報) ・日本の取り組み・政策 ・産業界の潮流、世界・日本の事例紹介
講 師	RAUL 株式会社 代表取締役 江田 健二(えだ けんじ) 氏
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

受付中【オンラインセミナー】

「今こそ知りたい！脱炭素経営」

ー世界の潮流と日本の取り組みから考える これからの脱炭素経営とは？ー

日 時	令和3年9月28日(火) 14:00～15:30
開 催 方 法	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「zoom」ウェビナー機能を利用して開催
参 加 料	無料
定 員	50名(先着順)
申 込 期 限	令和3年9月24日(金)17:00
内 容	<ul style="list-style-type: none">・企業が脱炭素経営に取り組む意義・中小企業の脱炭素経営の進め方・中小企業における脱炭素経営事例の紹介・CO2排出量の把握方法
講 師	株式会社ウェイトボックス 代表取締役 鈴木 修一郎(すずき しゅういちろう) 氏
申 込 方 法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

3. 経営教室

国際税務教室

海外赴任とストックオプション（外国税額控除）

新株予約権（以下、「ストックオプション」とします）は、権利付与から権利行使を通じて取得した株式の譲渡まで長期間を要することから、その間に権利を付与された者が海外赴任を行うケースもみられます。所得税法上、適格とされるストックオプションに対する課税は、居住者、非居住者の区別なく株式の譲渡時まで繰り延べられます。したがって、税制適格となるストックオプションの付与を受けた者に、権利付与から株式の譲渡までの間に、海外赴任等による非居住者の期間が存在したとしても、株式の譲渡時まで課税は繰り延べられます。他方、わが国において税制適格とされるものであっても、赴任先国では税制非適格として権利行使時に課税を受ける場合も想定されます。そのような場合、帰任等によりわが国の居住者となった後の株式譲渡に係る所得税申告に際しては、外国税額控除の適用について注意が必要です。

所得税法上、非居住者の期間内に生じた所得に対する外国税額は、外国税額控除の対象外とされます（※1）。それにより、税制非適格として権利行使時に赴任先国で課税された外国税額は、非居住者の期間内の所得に対するものとして、外国税額控除の対象外に見えます。しかし、所得税法上、ストックオプションの権利行使時の所得は給与所得に該当し（※2）、当該給与所得の収入すべき時期は権利行使日とされる（※3）ことから、権利行使日が日本帰任後（居住者となった後）の場合には、赴任先国で赴任期間に応じて課税された外国税額であっても、居住者の期間内に生じた所得に対する外国税額として、外国税額控除の対象となります。

（※1）所法95条1項、所令222の2条4項1号 （※2）所基通23～35共-6（1） （※3）所基通23～25共-6の2

国内税務教室

インボイス制度による免税事業者への影響④

前回まで、請求書等保存方式の場合、A商店（免税事業者）がB商店（課税事業者）へ商品の販売をした場合について「益税」が生じることを確認しました。

この益税を封じるために2023年10月よりインボイス制度が導入され、これにより事業者が仕入税額控除を受けるためにはインボイスの交付を受けなければなりません。

事業者がインボイスを発行するには、課税事業者であることが必要で、かつ事前に税務署に届出て登録番号を取得する必要があります。そのため、免税事業者は、あえて課税事業者を選択しない限り、インボイスを発行することができず、入り口で制度から除外されてしまいます。

これにより、B商店が従来通り仕入税額控除を受けるためには、仕入先をA商店から課税事業者であるC商店に変更することで対応してゆく可能性があります（この場合A商店は取引先を失うこととなります）。あるいは、B商店がA商店より経済的優位にある場合には、A商店に消費税相当分の値引きを求め、キャッシュアウトが不利にならないようにする可能性があります（この場合、A商店値引き分の利益を逸失することとなります）。

いずれの場合も、免税事業者であるA商店にとって厳しいものとなります（あえて課税事業者を選択しても然り）。益税を封じることは必要であるが、事業者の経済活動にバイアスをかけるような税制改正について賛否議論がありますので、注視が必要です。

免税事業者が今後必要な税務戦略については、別の機会にお話ししたいと思います。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成
電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

Online 研究成果公開のご案内

**イノベーション
Innovation JAPAN
2021**

大学見本市 Online

一般公開期間 2021年8月23日(月)～9月17日(金)



科学技術振興機構 (JST)
[イノベーション・ジャパン2021～大学見本市 Online \(jst.go.jp\)](https://innovationjapan-univ.jst.go.jp)

名工大から、4人の教員の研究成果をOnline 出展いたします。
是非アクセスください。

イノベーションジャパン【URL】
<https://innovationjapan-univ.jst.go.jp>

名古屋工業大学出展教員

☆分野：装置・デバイス

名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授 三好 実人

* 展示タイトル：太陽光発電および光無線給電応用に資する高効率Ga_N系光電変換デバイス

☆分野：マテリアル・リサイクル

名古屋工業大学 大学院工学研究科 准教授 伊藤 洋介

* 展示タイトル：5G対応の産業副産物を用いた超安価広帯域電波吸収体
伊藤先生によるプレゼン日時
マテリアル・リサイクル①：8月30日(月) 13:00～14:00

☆分野：ナノテクノロジー

名古屋工業大学 大学院工学研究科 准教授 佐藤 尚

* 展示タイトル：表面強加工による無方向性電磁鋼板の開発
佐藤先生によるプレゼン日時
ナノテクノロジー①：8月23日(月) 15:00～16:00

☆分野：環境保全・浄化

名古屋工業大学 大学院工学研究科 助教 本田 光裕

* 展示タイトル：繊維材料に対する光触媒抗菌・殺菌効果の付与技術

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <https://sanren.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。